

鶴留社労士事務所だより

鶴留社会保険労務士事務所

社会保険労務士 鶴留 舞

〒820-0067 飯塚市川津 693-47-1F

TEL : 0948-28-2444

FAX : 0948-28-2448

# うんがいそうてん 雲外蒼天

2018年 2月号

## 年代別に差がなくなってきた「心の病」

### ◆年代別にみる「心の病」

日本生産性本部が実施している「『メンタルヘルスの取り組み』に関する企業アンケート調査」（第8回）の結果から、企業のメンタルヘルスに関する動向を見てみましょう。

本調査は上場企業が対象となっていますが、中小企業にとっても参考となる内容です。

### ◆最も多い年齢層は？

「心の病」の最も多い年齢層を見ると、「40代」「30代」がそれぞれ35.8%、32.6%と3割を上回っています。これに続き「10～20代」が27.9%、「50代以上」が3.7%となっています。

2010年までの調査では、「30代」が最も多く、次いで「40代」「10～20代」「50代」と続いていましたが、2012年の調査からは、「40代」と「30代」が多く、「10～20代」「50代」と続いています。

今回の調査結果では「10～20代」の割合がぐっと上がり、「10～40代」まで差がなくなってきたのが特徴です。

### ◆「心の病」の増減傾向とストレスチェック

「増加傾向」24.4%、「横ばい」59.7%、「減少傾向」10.4%と、以前の調査からは「増加傾向」は減少していますが、それと引き換えに「横ばい」が上昇しています。

ストレスチェック制度については、受検者比率は90%となっており、高ストレス者の比率は10.3%となっています。これらは厚生労働省の公表している資料よりもそれぞれ高い数値となっています。

ストレスチェック制度の課題については、「集団分析結果の活かし方」（1位）、「高ストレス者への面接以外のフォロー」（2位）を挙げる企業が多くなっています。

集団分析結果の活用状況をみると、実施事務局内での共有（86.8%）は行われていますが、職場で実際に改善を行う立場にある所属長への報告が行われている企業は、半数以下（45.8%）にとどまっています。

### ◆調査結果からわかること

上記のアンケート結果から、求められる仕事の量が増え、仕事の質も高くなり、今までに経験したことのないような課題が増え、職場のストレスが増加している様子がうかがえます。

また、別の調査（マンパワーグループ：職場でのストレス調査）ではストレス原因の第1位として「上司との関係」が挙がっていますので、変化の激しい労働環境に柔軟に対応していくためには、管理職の育成も必要なようです。

ストレスチェックはMHR。(株)をご利用ください！

## 国際比較にみる 日本の労働生産性水準

### ◆12月20日に出た調査結果

「労働生産性の国際比較 2017年版」(公益財団法人 日本生産性本部)が昨年12月20日に出されました。政府が生産性向上に向けた各種の施策を展開している中で、日本の労働生産性が国際的にみてどのあたりに位置しているのかを、調査結果で明らかにしています。

### ◆そもそも「労働生産性」とは？

労働生産性とは、「労働者1人当たりで生み出す成果、あるいは労働者が1時間で生み出す成果を指標化したもの」です。

労働生産性は、「付加価値額または生産量÷労働投入量(労働者数または労働者数×労働時間)」で表され、労働者の能力向上や経営効率の改善などによって、労働生産性は向上します。

### ◆日本の1人当たり労働生産性は21位

2016年の日本の就業者1人当たりでみた日本の労働生産性は、81,777ドル(834万円/購買力平価換算)。順位は、OECD加盟35カ国中21位となりました。

上位は、1位アイルランド(168,724ドル)、2位ルクセンブルク(144,273ドル)、3位米国(122,986ドル)となっています。OECDの平均は92,753ドルです。

日本の労働生産性は、就業1時間当たりと同様、就業者1人当たりでみても、主要先進7カ国で最も低い水準となっています。

### ◆日本の時間当たり労働生産性は20位

2016年の日本の時間当たり労働生産性は46ドル(4,694円/購買力平価換算)。順位はOECD(経済協力開発機構)加盟35カ国中、昨年と同様の20位となりました。

上位は、1位アイルランド(95.8ドル)、2位ルクセンブルク(95.4ドル)、3位ノルウェー(78.7ドル)と続いています。OECDの平均は51.9ドルです。

日本の労働生産性は、6位の米国(69.6ドル)の3分の2程度の水準で、主要先進7カ国(フランス、米国、ドイツ、イタリア、カナダ、英国、日本)でみると、最下位の状況が続いています

### ◆日本の製造業の労働生産性は？

日本の製造業の労働生産性(就業者1人当たり)は95,063ドル(1,066万円/為替レート換算)。日本の順位は14位で、米国(139,686ドル)の7割程度の水準となっています。

## 今後求められる企業の福利厚生とは？

### ◆1人平均は、2年連続で11万円超

一般社団法人日本経済団体連合会が、会員および会員加盟の企業を対象に実施した「2016年度福利厚生費調査結果」(回答企業数:676社、労務構成:平均年齢41.8歳)によると、企業が負担した福利厚生費(法定福利費と法定外福利費の合計)は、従業員1人1カ月平均111,844円(前年度比1.1%増)となり、2年連続で11万円を超えたそうです。

福利厚生費のうち法定福利費は、社会保険料の増加等により86,622円(同1.7%増)となり、法定外福利費は、25,222円(同0.9%減)となりました。

### ◆法定福利費は7年連続で増加

福利厚生費のうち、「法定福利費」は、7年連続増加し、過去最高額となっています。

また、「医療・健康費用」の法定外福利費に占める割合が12.5%と、約50年ぶりの高水準となり、同調査では、法定外福利費の抑制傾向が続く中であっても、健康経営を重視している姿勢が伺えると指摘しています。

2015年12月から義務化されたストレスチェックへの対応や健康経営の高まりに伴い、労働安全衛生法に基づく健康診断費や人間ドックに対する補助費である「ヘルスケアサポート」が増加していることも指摘されています。

### ◆中小企業でも福利厚生費の見直しが必要

同調査は毎年実施されており、福利厚生費の構成内容も時代にあわせて年々変化している様子が見取れますが、法定福利費の見直しについては、現在の雇用状況下において、中小企業でも必要となっているところだ。

現実的に、市場価格を上回る給与を支払うことのできる企業は少数だといえますので、他社と差別化し、人材確保の意味でも、福利厚生を検討することは今後必要などころです。

### ◆「休暇」を求める人が多い？

ロンドンに本社を置くPage Group PLCの日本支社マイケル・ページ・インターナショナル・ジャパン株式会社が、日本で勤務している会社員約300名を対象に「最も求められている福利厚生」について聞いた調査によると、「休暇」が最も望まれているという結果が出たそうです。以下、「フレックスタイム」「住宅手当、社員寮、社宅」「健康診断」と続いています。

今後は、従業員の実際のニーズを読み取りながら福利厚生を検討していく必要があると見られます。

## 「平成 29 年度 就労条件総合調査」の結果にみる労働時間の実態

### ◆「就労条件総合調査」とは？

今回の調査は、常用労働者が 30 人以上いる民間企業 6,367 企業を抽出し、平成 29 年 1 月 1 日現在で厚生労働省が調査を行い、4,432 企業から得た回答をまとめたものです。

以下では、調査結果の中から「労働時間」に関するものをまとめてみます。

### ◆調査結果のポイント

1 日の所定労働時間は、1 企業平均 7 時間 45 分、労働者 1 人平均 7 時間 43 分でした。

主な週休制の形態をみると、「何らかの週休 2 日制」を採用している企業割合は 87.2%（完全週休 2 日制は 46.9%）で、適用されている労働者割合は 87.5%（完全週休 2 日制は 58.4%）となっており、年間休日総数をみても、1 企業平均 108.3 日、労働者 1 人平均は 113.7 日となっています。

1 年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数は除く）は、労働者 1 人平均 18.2 日で、そのうち労働者が取得した日数は 9.0 日と取得率は半分以下であることがわかります。

年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がある企業の割合は 18.7%にとどまりました。そして、病気休暇制度がある企業割合は 32.5%で、休暇取得時の賃金の支給状況について、「全額支給」が 33.2%、「一部支給」が 18.8%、「無給」が 47.7%となっています。

また、1 企業平均 1 回当たりの最高付与日数は 246.0 日で、そのうち賃金の支給状況が「全額」である企業では 97.6 日、「一部」である企業では 294.1 日、「無給」では 354.5 日となっています。

変形労働時間制を採用している企業の割合は 57.5%で、種類別にみると、「1 年単位の変形労働時間制」が 33.8%、「1 カ月単位の変形労働時間制」が 20.9%、「フレックスタイム制」が 5.4%となっています。

みなし労働時間制を採用している企業割合は 14.0%で、こちらも種類別にみると、「事業場外みなし労働時間制」が 12.0%、「専門業務型裁量労働制」が 2.5%、「企画業務型裁量労働制」が 1.0%となっています。

最近注目を集めている勤務間インターバル制度については、制度を導入している企業割合は、「導入している」1.4%、「導入を予定または検討している」5.1%、「導入の予定もなく、検討もしていない」92.9%となっており、超過勤務が問題視されているのはかなり限定的と考えられます。

## 4月施行！「改正障害者雇用促進法」のポイント

### ◆民間企業の雇用障害者数が過去最高に

昨年 12 月 12 日、厚生労働省より「平成 29 年 障害者雇用状況の集計結果」が発表され、民間企業における雇用障害者数（49 万 5,795 人、前年比 4.5%）、実雇用率（1.97%、前年比 0.05 ポイント上昇）がともに過去最高を更新したことがわかりました。

今年 4 月には「改正障害者雇用促進法」が施行される予定となっており、障害者雇用に対する関心はますます高まっていきそうです。

### ◆今後の企業の対応は？

法定雇用率の引上げ等が行われることから、各企業においては、今後どのように障害者雇用に向き合っていくのかが問われることになりそうです。

### ◆改正の内容

4 月から施行される改正のポイントは以下の通りです。

#### （1）法定雇用率の引上げ

事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用することが義務付けられていますが、その率が、民間企業については現行の「2.0%」から「2.2%」に引き上げられます。

また、今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が「従業員 50 人以上」から「従業員 45.5 人以上」に変更されます（短時間労働者は 1 人を 0.5 人としてカウント）。

なお、平成 33 年 4 月までにはさらに「2.3%」への引上げが予定されています。

#### （2）法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎の対象は、これまで「身体障害者」および「知的障害者」に限られていましたが、新たに「精神障害者」が追加されます。

なお、昨年 12 月 22 日に開催された「第 74 回 労働政策審議会障害者雇用分科会」において、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案が示され、精神障害者である短時間労働者に関するカウント方法に以下の特例措置が設けられることが明らかになりました。

#### 【特例措置の内容】

精神障害者である短時間労働者であって、新規雇入れから 3 年以内の者または精神障害者保健福祉手帳取得から 3 年以内の者に係る雇用率のカウントにおいて、平成 35 年 3 月 31 日までに雇入れられた者等については、1 人をもって 1 人とみなす（現行は 1 人をもって 0.5 人とみなしている）こととする。



## 2月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

1日

○贈与税の申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

13日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>  
[労働基準監督署]

16日

○所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

28日

○じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

○固定資産税・都市計画税の納付<第4期> [郵便局または銀行]

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。



## おばあちゃんの知恵袋

私の祖母は大正生まれで、激動の時代を生きてきた人でした。  
そのため、できるだけ人に頼らず、贅沢をせず、慎ましい生活を送っていました。  
食事は今でいうスローフードで、豆乳も豆から自分で絞って作っていました。

そんな祖母から教えてもらった (本当かどうか分からない) 生活の知恵  
があります。

- 例えば
- ・お刺身のツマは (ばい菌を退治するため) 残さず食べる
  - ・皮膚のトラブルには何でもオロナイン軟膏を塗る
  - ・喉がイガイガしたら大根おろしにハチミツを混ぜて食べる  
などなど。

私は今でも冬になると風邪予防のためにつもりでハチミツ大根を  
食べています。娘たちはこれが苦手なので、さしに柚子も  
加えて食べさせています。

受験生の長女。風邪をひかずに、悔いなく受験を  
終えてほしいと願うばかりです。

春よ来い!

鶴留

3/16

全員研修  
のため、午後  
は事務所を  
閉鎖いたします。

チャットワーク・メール・  
FAX 等でご連絡いた  
だいたものは 3/19 に  
順次対応させていただきます。

宜しくお願い致します。

